「上下水道使用水量のお知らせ」の様式が変わります

4月から、2ヵ月に1回検針する「隔月検針制度」を施行します（広報うわじま2月号掲載）。検針の際に各家庭へ届けている「上下水道使用水量のお知らせ」（検針票）が、従来のものと様式が変わりますのでご注意ください。

① **使用者番号** … 使用者との契約ごとに設けられた番号。水道局への問い合わせ時に必要

② **メータ番号** … 検針するメータ器の番号

③ **コースコード・上水用途・下水区分・口径** … 使用者のコースコード・上水の用途・下水の区分・検針するメータ器の口径

④ **住所・氏名** … 使用者の住所・氏名

⑤ **検針日・検針員** … 今回検針した日付と検針員の名前

⑥ **使用期間** … 今回検針した水量の使用期間

⑦ **今回の指針** … 今回検針したメータの表示数値

⑧ **前回の指針** … 前回検針したメータの表示数値

⑨ **メータ交換時水量** … メータを交換した場合の前回検針日から交換日までの使用水量

⑩ **今回の使用水量** … 前回検針日から今回検針日までの使用水量

⑪ **請求予定金額** … 使用水量から算定した今月分と次月分の上下水道料金の合計（メータ使用料、税込）と上水・下水の内訳

⑫ **通信欄** … 使用者へのお知らせ事項など

⑬ **口座振替済のお知らせ** … 先々月・先月の振替日に口座振替で納付した上下水道料金の合計（メータ使用料、税込）と上水・下水の内訳、口座振替日

【問合先】市水道局業務課計量係 ☎22－5265

引っ越しをしたときの注意点

検針サイクルの関係上、検針日から転出までの料金は一定期間を過ぎて算定するため、転出後に請求します。

（例）偶数月検針地区で検針日が5日の使用者が、4月20日に転出した場合

4月5日の検針後の転出で、すでに4月分と5月分の通常請求分が算定されているため、**4月6日～20日の15日分は6月分として算定**します。

検針からの日数によっては、**2ヵ月分の請求**になる場合もありますので、ご注意ください。